

平成29年2月15日

今治市空家等対策委員会議事録

都市建設部都市政策課

日 時 : 平成 29 年 2 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 48 分

場 所 : 今治市役所 第 2 別館 11 階 特別会議室 3 号

議 案 : 会次第のとおり

(出席委員) (五十音順)

上岡 雅展

大野 順作

近藤 貞明

田中 弘

服藤 竹虎

藤井 信子

松本 賢固

渡辺 望

渡辺 正隆

(宮岡等委員の代理)

以上 9 名

平成28年度 第3回 今治市空家等対策委員会

日時 平成29年2月15日(水)
午後1時30分～

場所 本庁第2別館11階 特別会議室3号

会 次 第

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 事

- (1) 空家等対策計画について
- (2) 老朽危険空家除却事業補助について
- (3) 空家等詳細調査について
- (4) その他

4 閉 会

午後1時30分 開会

都市政策課長

お待たせいたしました。
定刻が参りましたので、ただ今より、平成28年度第3回今治市空家等対策委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は都市政策課長の曾我部でございます。よろしくお願ひいたします。本日の会でございますが、愛媛県東予地方局今治土木事務所、所長宮岡委員が公務ご都合のため、代理としまして、愛媛県東予地方局今治土木事務所、管理課長の松本様がご出席でございます。また、公募委員の荒木委員様ですが、本日都合により欠席でございます。従いまして、委員10名に対しまして9名のご出席をいただいており、「今治市空家等対策委員会施行規則」第5条第2項に規定の、開催に必要な定員である過半数を満たしておりますので、本日の会が成立している事をご報告させていただきます。これより委員会を開催いたします。委員会の開催にあたりまして、渡辺会長様よりご挨拶をいただきたいと思います。

渡辺会長

本日は、ご多忙中にもかかわらず、平成28年度第3回今治市空家等対策委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。さて、昨年度から数えまして今回で5回目の委員会となりますが、今回は『今治市空家等対策計画』の基礎を成す基本的な方針と計画期間の検討をしていただければと思います。また、来年度から愛媛県下でほぼ全域にて老朽危険空家に対した補助制度が始まることです。本日は『老朽危険空家除却補助事業』についても検討していきたいと考えております。

現在、全国的に空家対策に関する施策が検討されております。先日の報道で、神戸市では来年度からふるさと納税のお礼品として、市内に所有する空家の草刈に対して、1万円の補助金を出す制度が検討されているとの事です。

また昨年10月29日には、愛媛新聞に全面広告として空家問題について取り上げられていました。内容は、しまなみ海道を中心とした移住促進についてなど、地域特性を生かした記事が掲載されておりました。このように、現在県内外においても空家に対して様々な施策が行われている状況です。ただ、空家法が施行された当初の主たる目的であった危険な空家問題ではなく、利活用についての報道が多くなっております。当初から議論しておりますが、今治市内には多くの危険な空家が存在しています。当委員会としては、まずは危険な空家を何とかしたらという方向で進めていければと考えております。

それでは、本日も委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、本委員会が空家等対策の推進になるようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていた

だきます。

都市政策課長

ありがとうございました。それではこれから議事進行を渡辺会長にお願い申し上げます。

渡辺会長

議事に入る前に事務局より、前回もお願いしたのですが、議事録の作成を円滑に進めるため、お手数ですが、発言の際はマイクの使用をお願いしたらと思います。

これより、議事に移らせていただきます。まず、議事録署名人の指名をいたします。大野順作委員、田中弘委員のご両名を指名いたします。次に、議事録の公開についてお諮りいたします。今治市の「付属機関等に関する基本指針」により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載することとしておりますが、委員の皆さんに自由に発言していただくために、発言者の氏名については公表しないこととしたいのですが、いかがでございましょうか。

(委員：「異議なし」)

異議なしのご発声がありましたので、議事録については発言された方の氏名は伏せて一部公開とさせていただきます。

それでは、議題1『空家等対策計画について』でございます。これについて事務局より説明をお願いします。

事務局

空家対策係の伊藤です。よろしくお願いします。

(説明：約12分)

渡辺会長

ありがとうございました。こちらに昨年10月の愛媛新聞全面広告を持って参りましたが、キャッチコピーとして『空家を変える。地域が変わる。』という非常に素晴らしいキャッチコピーです。本委員会でも計画の目標となるタイトル（キャッチコピー）を考えていければと思います。少し時間を取りますので考えていただければと思います。

(約2分)

皆様いかがでしょうか。なかなかすぐに思いつくのは難しいと思います。事務局でも3案ほど考えていただいておりますので、この中で絞り込んで構いませんか。色々とお考えがあろうかと思いますが多数決を取つたらと思います。1案が『ずっと住み続けたい 住みたいまち 今治を目指して』。2案が『空き家のない 住みよいまち いまばり』。3案が『いまばりの未来に向けた 住まいる（スマイル） づくり』です。つい先日独身女性の行きたい温泉No.1に松山の道後温泉が選ばれました。住みたいランキングでも松山市が上位につけておりました。我が今治市もその松山市に隣接しており、車で1時間前後の距離ですので松山市と同じように住み続けたい町になって欲しいという気持ちを込めて考えていただければと思います。それでは多数決を取ります。

1案：7票

2案：1票

3案：0票

2案が1票ありますが、委員会としては1案を採用したいと思います。

事務局

3つの案のうち、『ずっと住み続けたい 住みたいまち 今治を目指して』が多数でしたが、サブタイトルである『安心安全・快適な住まいの実現』を別の案に変更しても構いませんし、アレンジしても構いません。いかがでしょうか。

A委員

案1には市の総合計画と重なる箇所もありますが、基本理念が示されているので、基本理念に沿った形にすると、よりよい計画になるのかなと思いました。

B委員

空家対策ということなので、出来ればサブタイトルに空家というキーワードを入れてもいいのではないかと思います。

渡辺会長

確かに法律の目的が空家対策なので、それが無いと本来の主旨が体現できないというご意見でした。サブタイトルについては、案1と案2をアレンジしたような形でもう一度お考えいただければと思います。また事務局の方でもそれに沿った案を出していただきたいのですが。

事務局

今回の意見に沿った形で、次回までに再度案を出させていただければと思います。

渡辺会長

それでは本日の意見を踏まえて、事務局でパックときらめく案を出していただければと思います。それでは続きの説明をお願いします。

事務局

貴重なご意見をありがとうございました。次回までに事務局の方で良い案を提示できればと考えております。それでは説明を続けます。

(説明 : 6 分)

渡辺会長

ありがとうございました。説明の中で質問等があれば発言をお願いします。計画期間については P23 に明記されていますが、上位計画である今治市総合計画や愛媛県住生活基本計画が国勢調査と同じ平成 37 年度までなので、本計画もそれに合わせる形となっているということですね。

C 委員

上位計画との関係で 8 年の設定は分かるのですが、今回スタートする計画なので、期間を短くしてはどうでしょうか。最大限 8 年というのは分かるのですが、運用が開始されて 2~3 年で変更するのはどうでしょうか。対策の重点対策が老朽危険空家なので、8 年経過すると重点対策が進み利活用に移行していくと思います。その改定が 8 年は長いと思うのですがいかがでしょうか。

D 委員

私も長いと思います。国勢調査が 5 年に 1 度でございます。その結果が判明するのもそれから時間がかかります。その結果を踏まえて 5 年程度がいいのではと思います。

渡辺会長

ありがとうございました。国勢調査が 5 年毎に行われております。その結果を踏まえた上での方針の転換等があってもいいと思うのですが。初回については 5 年で仕切ってはというご意見でしたがいかがでしょうか。

A 委員

先ほどの上位計画になると思うのですが、愛媛県の住生活基本計画や国勢調査の結果を踏まえるということはいい案だと思いますが、上位計画に影響を受けるのであれば、同年に合わせるのではなく少しずらしても構わないのかと思います。

渡辺会長

ありがとうございます。私も上位計画との計画期間をずらして設定するような考え方もあると思います。仮に期間を5年にすると平成34年度までということになります。

C委員

平成32年の国勢調査の結果が分かるのは何時頃ですか。

事務局

速報値は1年位で出ると思います。詳細な数値は2~3年後だと思います。

渡辺会長

住宅土地統計調査が平成35年になっているので、これは使えるということですか。

事務局

そうですね。平成37年になると、この指標が使えるようになります。

渡辺会長

平成35年に調査が終わり、データが揃うのが平成37年ということは、区切りとして丁度いいということですか。国勢調査より住宅土地統計調査の方が空家に関しては重要な指標となりますので、住宅土地統計調査に主眼をおいて見直すとなれば事務局案がスムーズにいきます。しかしC委員の8年は長いという意見とはズレが生じますが。

事務局

先ほど説明が足りなかつたのですが、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行うと示していますが、事務局としては半分の4年で見直しを考えております。

渡辺会長

具体的な対策方針は計画期間中であるが4年をメドに見直すという事ですか。

事務局

そうですね。計画期間の中間年度には見直しを考えております。

C委員

見直しというのは大きな変更になるのですか。例えば特定空家の施策が進み計画の重点を変更しなければという見込みはあるのですか。現在の計画における

る重点対策は、利活用もあるがとりあえず安心安全から進めようという計画です。数年後に当初の重点対策が進んで8年後に大きく改定するのであれば、期間を短くした方がいいのではと思います。

渡辺会長

大まかな計画と方法論の整理をしなければならないのですが、計画の全体的なビジョンは8年で、具体的な施策は4年で考え直すという理解でよろしいですか。

C委員

計画に明記されている内容が方向性を示す青写真だと思います。計画期間が長くてもいいのですが、期間を区切って重点対策を明記するのであればやはり8年は長いと思います。

渡辺会長

この後出てくる補助事業については予算が単年度ですよね。そのため方法論としては状況に合わせて具体的な数字が変わってくると思います。基本的な青写真は8年をメドにという考え方ですね。

事務局

P3ですが対策計画に定める項目が9つあります。この内容については青写真的な内容の項目が多いため、基本的には計画期間としては8年という長い期間を考えさせていただいております。その中で、中間年である4年をメドに社会情勢の変化や我々が実施する施策によって、今後空家の除却が進めばやり方も変わってくると思います。それは中間年の4年をもって改定したいと考えております。そのため、青写真的な計画につきましては、8年間で定めさせていただきたいと思っております。

E委員

4年で改定を考えていると言う事を明文化されますか。

事務局

そうですね。計画期間として8年間を明文化させていただきますし、中間年の4年で見直し等を行うことを明文化させていただきます。

E委員

ということは、必要に応じて見直しではなく4年後に見直すということを明文化されるのでよろしいですか。

事務局

必要に応じてというのは、場合によって入れさせてもらうかもしれません。

E委員

見直さない可能性もあるということですか。

事務局

その時の社会経済状況を勘案した上で、見直しが必要ならば 4 年の中間年で見直しを行いたいと思います。

渡辺会長

そうですね。最近は先が読めないことが多いです。

C委員

私が申し上げたいのは、計画の中に空家等の現状分析があり、空家の戸数や内訳を記入しますが、8 年も経てば数字も変わり現状と合わない計画になっている心配があるからです。

事務局

平成 30 年の住宅土地統計調査の結果が平成 32 年頃に出るだろうと。平成 32 年の国勢調査結果が平成 34 年頃に出るだろうと。それを踏まえると、平成 30 年からの計画になりますので、平成 34 年頃に現況が把握出来るのかなと考えております。その状況を踏まえて中間年に見直しを行えればと思います。

渡辺会長

事務局の考え方理解できました。それでしたら 8 年でも構わないと思います。

事務局

C 委員のご意見もある中で、中間年に見直しを行うという表現を入れさせていただければと思います。来年度から考えております空家の除却補助制度を進める中で、除却がどの程度進むのか。来年度は手探りの状況なのでどうなるか分かりませんが、C 委員のおっしゃる通り特定空家の多くが無くなり、4 年後には空家問題が空地問題に変わる可能性もあります。そうなると空地問題の方策を計画に反映したり、空家にならないような方策に舵を切り、利活用に対して補助を出す議論になるかと思います。全体のスパンとして 8 年は残させていただき、社会情勢の変化で必要に応じてではなく、中間年に見直すという文章を入れたらと思います。

渡辺会長

ありがとうございました。色々なご提案がありましたが、計画期間を 8 年とし、中間年の 4 年を明記することによろしいでしょうか。

(委員 : 「異議なし」)

ありがとうございました。それでは、議題 2 『老朽危険空家除却補助事業』について説明をお願いします。

事務局

それでは説明させていただきます。

(説明 : 約 25 分)

渡辺会長

ありがとうございました。先ほどの内容で何かご質問等がありましたらお願いします。

C 委員

P28 の老朽危険空家の国、県、市と基準がありますが、国と市の要件には合致しているが、県の補助要件に合致していない。こういう場合は国と市からは補助金がもらえるのか。それとも国、県、市全部の要件を満たしてないといけない事業なのか教えていただきたい。

事務局

制度の説明ですが、P26 を確認していただければと思います。国が 4 割出す前提として、地方公共団体が 4 割出すのが必須事項です。県の基準に合わなくても地方公共団体なので県の負担分を市が出せば補助金を出せる可能性はあります。しかし、今回の補助制度は優先度の高い空家。それは防災面の観点から避難路の確保などの必要性が高い空家を優先したいので、県の補助金を受ける要件と合致する空家の優先度を高くしたい。申し込みが多くあれば優先順位を付ける必要がありますので。そのため、結果的に国、県両方を満たさなければならぬと当局は考えております。

渡辺会長

先ほど話がありましたが、4 年後には県の補助要綱に合致する空家が無くなつた際は、地方公共団体分を市が出すかもしれません。ただ、当面は国、県、市の要件を満たさなければならないという事でよろしいですか。

F 委員

P35 の補助金を受ける要件の中で、暴力団員等である者とありますが、等の中にはどのような人が含まれるのか。それと確認方法はどのようにする予定か教えていただきたいのですが。

事務局

今治市の条例にこのような項目がありますので、それに合わせて記載させていただきました。等の部分については後で説明させていただきます。

事務局

暴力団等については条例で定められております。その中に暴力団等についての詳細と照会方法については次回ご説明させていただきます。基本的には警察へ照会をして確認をする形を取っていると思います。

B 委員

P36 の補助対象とならない工事に、不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事とあります。ただ現実的に空家があり、地価が下落し売りたくても売れないという問題を抱える人がたくさんいます。例えば1年以内という条件があると思いますが、1年内に売り手が見つかったので補助金を返還すればOKであるという可能性はあるのですか。

渡辺会長

P46 の下段に書いてある件ですね。『除却後一年以内の敷地の譲渡』についてはダメと。そのチェック体制が難しいと感じるのですが事務局はどうお考えになっておりますか。

事務局

所有権の移転などのチェックに関しては登記簿等で確認できると考えております。営利目的を排除するという事で、申請の段階で誓約書的な物を頂き周知したいと考えております。目的としまして、商売を行っている方が補助金をもらって除却し売却する可能性があります。やはり一般の方で経済的に難しいという方に紹介できればなと思っております。

事務局

不動産業者が補助対象となる空家を見つけ、所有者へ補助金が出るので撤去を促し、後に不動産業者が仲介して売買すると。これは広い意味で空家が無くなるのは良いことですが、そこに営利が加わる案件に市民の税金を投入するのはどうなのかという意味で提案しています。他の行政庁もそういう認識の上で

こういう要件を設定していると思います。ただ、先ほど担当が申しましたが、誓約書位しかもう事ができません。件数が少なければ登記簿を取って所有権の移転を確認できるかと。もし移転していたら補助金返還の話になるかもしれません。

C委員

私個人の意見ですが、除却後の制限は撤廃するべきだと思います。今の話では正直者が損をする話になると思います。当初から補助金を当てにして1年と1日後に売買する場合はOKで、除却時には撤去しか考えていない人が、たまたま売買する際はNGとなってしまう可能性があります。目敏い人は不動産売買契約に1年と1日を規定するかもしれません。

A委員

確認したいのですが、先に売却し所有権移転を行った後に新しい所有者が撤去しても補助金が出るということでおろしいのですか。売って所有権を移転した後に壊せば1年以内に譲渡はありませんので。

事務局

そうですね。それは可能ですね。

渡辺会長

重要なことですね。考え方を変えれば、譲渡制限をしても抜け道があるということですね。

A委員

仮に1年以内の譲渡不可が入っていれば、現地確認を行いダメならば補助金返還の必要が生じてきますが。

渡辺会長

非常に重要な疑問点が出てきましたね。具体案になると難しいです。営利目的を排除するのは主旨として分かります。営利目的でない人でも壊した後に事情によって経済的に困窮してしまえば1年以内でも売らざるを得ない。その仕切りが非常に難しい。具体的に動き出した際に事務局がどう処理していくのかなど感じております。

事務局

今のご意見の中でP46にある『不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事』を残させていただいて、『除却後一年以内の敷地の譲渡』を除けるのが良いのではないかと思います。この補助制度につ

いては今回の委員会で内容を決めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

渡辺会長

それでは、まずは P45 の補助対象経費については上限設定が 100 万円で下限設定無しということですが、これについては事務局案で構いませんか。

(委員：「異議なし」)

異議なしという事で進めたいと思います。

P46 についてですがいかがでしょうか。目的は分かるのですが、本当に運用が可能かどうか。事実上難しいと思うのですが。

A委員

補助金の交付には国、県、市がセットであると思うのですが、この一年以内の譲渡について設定した際に、県内で同じ補助金を出すのに、市町村がバラバラの条件を設定していますが、それは問題ないのですか。

事務局

現在運用している中で、県下 3 市が一年以内の条件を設定しております。県の補助要綱に合致していれば、市が厳しい補助要件を設定してはダメという話を県からは頂いておりません。

A委員

厳しい設定をしても県からは何も言わないというイメージですね。

事務局

厳しい要件を示して県から補助金が貰えないという話は聞いておりません。現在の状況では、ほとんどの市町村が厳しい要件を設定しておらず、厳しい設定を行っているのが何市かあります。今治市も少し厳しく設定したらと考えております。最初に緩い設定を行い、後に厳しい要件を課すのは非常に難しいので。当初厳しく設定し、悪質な違反等が見受けられなければ、要件を緩和するのも一つの方向かなと思いますが。

渡辺会長

他市の実績についてはどうでしょうか。

事務局

申し訳ありません。実績は把握しておりません。

渡辺会長

皆様判断を迷われるところであります。C委員のご意見では、除却一年以内の敷地譲渡の制限は事実上困難であるので、今回の要件からは撤廃するべきではないかというご意見でした。仮に1年後に要件を改定するのは可能ですか。

C委員

緩くするには可能かもしれません、厳しくするのは担当者としては厳しいと思いますよ。

事務局

厳しい要件を緩くするには可能かもしれません。要件を撤廃するのであれば今回の委員会で撤廃するという判断で進めた方がいいと思います。

E委員

一年以内に敷地を譲渡と言う事は、敷地が売れたという事ですよね。ということは老朽危険空家を更地にして土地を活用するという方向になっていきますよね。そうしますと土地を売買すると税金がかかると思うので、補助金を貰った土地については税率を上げるようなことはできないですか。それと空家を更地にする事で再活用されるのであれば、1年以内の要件はどうなのかなと。営利目的の排除についてはよく分かるのですが、別の観点からみればその土地が有効活用されているのではと考えます。

渡辺会長

有効活用の観点からご意見を頂きましたが、譲渡税については国税になりますので、難しいとは思うのですが事務局の方から説明をお願いします。

事務局

専門家ではないのですが、譲渡税というのは土地売買の際に収入がありますので、それに対する税金がかかります。税金は基準の中で作られていますので、空家に対して税率を変更するのは非常に難しいのかなと思います。

渡辺会長

税率の変更は出来ないと思います。ただ国税で納める必要があるのは、譲渡益が発生した際に納めなければならないのですが、譲渡益の算定の際に必要経費の中に含まれる可能性があります。ただ補助金がどのような扱いになるかはわかりません。E委員の話にあった危険な空家が無くなり、町にとって有効活用が進むのであれば構わないのではないかとのご意見でした。

G委員

補助対象とならない工事にある駐車場貸付の場合、業とする者とは何台が該当するのですか。それによって敷地を更地にして小さな駐車場として使用する。税法上は10台で業となるのですが、そこらの決め事は市としてはどのように考えていますか。

事務局

これは個人の宅地を壊し駐車場で貸すと。これはOKという事務局の見解です。ですので、駐車場経営者が主たる収入源となる人というのが業という考え方です。個人の方が跡地を管理するのに、防草のために舗装し近所の人に貸したと。これに関しては問題にならないと考えております。

渡辺会長

何らかの方向性を決めたいのですが。来年度から県下全域で動くという事なので今治市も動かなくてはと思います。補助事業についてのマニュアル内には『除却後一年以内の敷地の譲渡』については明記しないと。『不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事』については明記すると。そういう方向で皆さんのご意見を頂きたいのですが。

D委員

補助金の要綱については、もっと細かく明記した方が良いのではないかなど思います。

渡辺会長

補助対象とならない工事について、細かな事項を増やすべきではないでしょうか。勘違いする可能性もありますので。

事務局

補助対象とならない工事について規定しているのは、県下で2市のみ。他の市町村ではそのような条件はありません。そのため不動産関係からの申請が多くなってくると思います。

C委員

恐らく条件を設定していない市町村は、補助対象となる建物で縛りを入れてるので、業であろうが無かろうが、公共の側面からは目的を達成するので、業の人にメリットがあっても結果的にはしょうがないという割り切りだと思いますよ。工事の対象で縛りを掛けているので。

渡辺会長

工事の対象とは。

C委員

国、県、市にある要件です。不良住宅の判定や沿道要件を満たせば公共的な効果があるということです。

事務局

この件で一番大きいのは沿道要件です。 45° で道路に掛からない物件の方が多いような気がします。

渡辺会長

確かに国や県が考えているのは、大規模災害が発生した時の緊急避難路の確保が大優先なのだという点で出来た補助事業ではないかと思います。営利目的の排除も分かるのですが、全体の利益を優先するのだという考え方です。D委員より細かく規定してはとの意見でしたが、これは事務局の方に一任したいと思います。

C委員

D委員の意見は、P44 の補助金交付決定の取り消しについて細かく規定するという事ですよね。

D委員

そうですね。

事務局

細かな条件を入れると、どんどん細かな事に陥ってしまいますので、入れないのであれば初めから入れない方がいいです。

渡辺会長

そうしますと、業としては遠慮してくださいと。そういう扱いで運用していくのでよろしいですか。

(委員：「異議なし」)

異議なしという事で決定させていただければと思います。

B委員

P34 の同一敷地内においてとありますが、補助金を一度受けければ次は無いよと

いう事だと思いますが、敷地内に 2 棟あり 1 棟壊した数年後にもう 1 棟を壊すのはダメという意味ですか。

事務局

そうです。

B 委員

老朽危険空家に間違いないのですが、その辺りの融通性は無いのですか。

事務局

それは補助金の 2 回取りになりますので、極端に言えば 1 回目 100 万円、2 回目 80 万円となります。そうすれば上限 80 万円以上の補助を行うということになります。これは、広く市民の皆様に補助金を利用して欲しいという主旨で入れております。

B 委員

小分けで撤去するのはダメという事ですね。

事務局

壊すのは構いませんが、補助金は 1 回ということです。

A 委員

同一敷地 2 筆に 2 棟あるのと 1 筆に 2 棟あるのとでは取り扱いが異なりますか。片方は 2 件出るがもう片方は 1 件しか出ないという事ですか。筆が分かれていれば補助金が出ると言う事ですか。

事務局

A 委員さんの話を聞いて思いついたのですが、沿道沿いに個別の借家が建つておりすべて老朽化している。持ち主は 1 人。 45° 条件をクリアし住宅である。その際に 1 棟ずつ壊すケースに対してそれぞれ補助金が出ると言うことですね。少し考え方させてください。

事務局

筆界の話だと思うのですが、利用状況を勘案して補助対象にしたいと考えております。1 筆 1 敷地というのが多いと思うのですが、一体利用している建物もある中で、事務局としては筆ではなく敷地で考えております。

事務局

やはり税金を使った事業なので、公平性、透明性、平等性の観点からこうい

う制限を考えておりますので、やはり同じ人に補助金を出すよりは幅広く補助する方がよいのかなと思います。他に案件が無い時には新たな議論があるかもしれません、基本的には市民の皆様に平等に使っていければなと事務局は考えておりますのでご理解をいただければと思います。

渡辺会長

属人性を見るというご説明でしたが、以上のような説明で構いませんか。

(委員：「異議なし」)

異議なしという事なので議決したいと思います。非常に長時間になっておりますので、少し休憩を取ったらと思います。

(休憩：約 5 分)

渡辺会長

それでは、議題3『空家等詳細調査について』の説明をお願いします。

事務局

それでは、議題3『空家等詳細調査について』説明させていただきます。

(説明：4分)

渡辺会長

ありがとうございました。これについて何か質問はありませんか。

事務局

今回は速報値的なものなので、100点を大きく超える建物を4件紹介させていただきました。委員さんが興味あるのは100点をギリギリ超えない90点とかだと思いますので、次回はそういう建物を紹介出来たらなと思います。

渡辺会長

ありがとうございました。次回を楽しみにしておきます。他に意見はありませんか。ありませんので、議題4『その他』に進みます。

事務局

それでは、議題4『その他』について説明させていただきます。

(説明：5分)

渡辺会長

ありがとうございました。以上で本日の議事内容については説明が全て終了しましたが、全体を通して何かご意見ございませんか。意見は無いようですね。

今回は委員会冒頭に事務局から説明がありましたが、資料 4 については個人情報が含まれておりますので、持ち帰らず机の上に置いて帰っていただければと思います。

それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います。本日は活発な意見をいただき、また円滑な議事運営にご協力いただきありがとうございました。以上で本日の会議は終了とさせていただきます。長時間に渡りご協力いただきましてありがとうございました。また次回もよろしくお願ひいたします。

午後 3 時 48 分 閉 会